

練馬区立小中学校校舎等改築懇談会設置要綱

平成24年 7 月 26 日

24練教教施第505号

(設置)

第1条 練馬区立小中学校の校舎等を全面改築するにあたり、学校関係者および地域からの意見や要望を改築に反映させるため、校舎等を改築する小中学校（以下「改築校」という。）ごとに練馬区立小中学校校舎等改築懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、つぎに掲げる事項を検討する。

- (1) 基本計画・基本設計・実施設計の方針および概要に関すること。
- (2) 基本計画・基本設計・実施設計の内容に関すること。
- (3) 校舎等の配置に関すること。
- (4) 校庭の利用に関すること。
- (5) 防災拠点機能に関すること。
- (6) その他、校舎等の改築に関し検討・調整が必要な事項。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 小学校を改築する際は、次に掲げる者のうちから構成する。

- ア 改築校校長
- イ 改築校副校長
- ウ 改築校PTA
- エ 改築校通学区域内に存する町会または自治会
- オ 避難拠点運営連絡会
- カ 改築校青少年委員
- キ 改築校学校応援団
- ク 改築校学校評議員
- ケ 改築校通学区域内中学校長
- コ その他、改築校校長が特に推薦する者

- (2) 中学校を改築する際は、次に掲げる者のうちから構成する。

- ア 改築校校長
- イ 改築校副校長
- ウ 改築校PTA
- エ 改築校通学区域内に存する町会または自治会
- オ 避難拠点運営連絡会
- カ 改築校学校評議員
- キ 改築校通学区域内小学校長

ク その他、改築校校長が特に推薦する者

(活動期間)

第4条 懇談会の活動期間は、基本計画・基本設計を開始する日から、実施設計が終了する日までとする。

(会議)

第5条 懇談会は、事務局長が招集し、運営する。

2 懇談会は、必要があると認めたときは、会員を追加することができる。

3 懇談会は、必要があると認めたときは、会議の事案に関係のある者に出席を求め、意見を聞き、または説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、教育委員会事務局教育振興部学校施設課に置く。

2 事務局長は、教育委員会事務局教育振興部学校施設課長の職にある者を持って充てる。

3 事務局長は、総務部施設整備課長の職にあるものを技術面において補佐させることができる。

4 事務局は、改築校の設計業務を受託する事業者に業務を補助させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、事務局長が会員に諮り定める。

付 則

この要綱は、平成24年7月26日から施行する。

付 則（平成28年3月30日27練教教施第1393号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月23日29練教教施第2386号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。